

ひとの営み景観 ころに残る景観資源発掘委員会について

(1) 発掘委員会とは

ころに残るひとの営み景観の募集実施要領抜粋

第7条 応募された景観資源を審査し、景観審議会に推薦し、報告するため、ころに残る景観資源発掘委員会（以下、委員会）を設置する。

- 2 委員会は、岸和田市附属機関条例第2条に規定する岸和田市景観審議会及び岸和田市環境デザイン委員会の委員から4名以内で組織する。
- 3 委員会は、委員長を置くものとし、岸和田市景観審議会の会長または会長に指名されたものがこの任に当たるものとする。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員会は、応募されたひとの営み景観を、応募書類、まちかど投票、現地調査等の方法により別表2の視点と評価に基づき審査し、特に優れたひとの営み景観を『ころに残る景観資源』として岸和田市景観審議会に推薦し、報告する。

別表2（第7条関係）

視点と評価

- (1) 「市民意識への効果」…生活景として地域に馴染み又は特徴づけているひとの営み景観
 - ①地域の日常生活が垣間見え、親しみや愛着を感じさせる
 - ②地域のアイデンティティや誇りを形成している
 - ③地域景観形成への意識や関心を高めている
- (2) 「市民活動への効果」…人々が織りなす営みや賑わいが色濃く感じられるひとの営み景観
 - ①地域の賑わいやつながりを感じさせ、または特徴づけている
 - ②清掃や啓発などの地域活動が市民により行われている
- (3) 「文化や歴史の継承」…地域の歴史や文化などを特徴づけ、郷土への懐かしさや親しみが感じられるひとの営み景観
 - ①地域にある文化や歴史が育まれ、次世代に継承されている
 - ②地域の魅力を伝え、または、地域を特徴づける取り組みが感じられる
- (4) 岸和田の景観的なシンボルである「岸和田城」や「久米田池」に関連するひとの営み景観
 - ①従来の印象や魅力と異なる新たな視点が効果的に伝わるなど景観的要素を形成している
 - ②歴史や文化、季節感など地域のシンボルとして人々の関わりが感じられ、または特徴づけている

(2) 発掘委員会のスケジュールと審議事項

令和2年6月5日	令和2年度 第1回景観審議会
令和2年9月30日	ひとの営み景観募集締め切り
令和2年10月上旬	令和2年度 第2回景観審議会（発掘委員会委員案の提示）
令和2年10月中旬	まちかど審査開始 
令和2年11月上旬	まちかど審査終了
令和2年11月中旬	<u>第1回発掘委員会</u> 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ◎推薦までの進め方について ◎推薦方針・審査基準について ◎事務局による事前調査の結果について ◎現地確認候補の選出について
令和2年12月上旬	<u>第2回発掘委員会</u> 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ◎現地確認 
令和2年12月中旬	<u>第3回発掘委員会</u> 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ◎推薦資源の決定について ◎講評(案)について ◎作業検証について
令和3年2月上旬	令和2年度 第3回景観審議会 ◎発掘委員会により推薦された対象の審議・承認
令和3年2月下旬	ひとの営み景観の指定